



札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書（第4回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「乙」という。）において令和5年3月24日付けで締結した農試公園等に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び改定協定書に関し、甲と乙は、原協定書第18条第4項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第18条第4項の規定に基づき、令和7年度の有料運動施設の休止に伴う利用料金減収の補填分として「204千円」を増額し、改定協定を行った原協定書第18条第1項中「金404,236,000円」を「金404,440,000円」に改める。

第2条 原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求 時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1回目	4月	27,706千円	36,559千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円
2回目	7月	27,706千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円
3回目	10月	15,058千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円
4回目	1月	9,234千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円
	—	—	▲6,932千円	204千円	—	—
合 計	—	79,704千円	85,420千円	79,908千円	79,704千円	79,704千円

・令和5年度から令和9年度までの支払総額 404,440,000円

第3条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和8年3月6日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16
公益財団法人札幌市公園緑化協会
代表者 理事長 前田 明

